

蒲郡市住居表示実施基準

(趣旨)

第1条 この基準は、住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号。以下「法」という。)及び蒲郡市住居表示に関する条例(昭和40年蒲郡市条例第2号。以下「条例」という。)の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(住所表示の方法)

第2条 住居表示の方法は、法第2条第1号に規定する「街区方式」とする。

(町の名称の定め方)

第3条 住居表示の実施に伴い、新たに町を設け、又は町の名称を変更する場合は、次の基準により、その名称を定めるものとする。

- (1) 従来の町の名称に準拠し、当該地域における歴史、伝統及び文化の上で由緒ある名称で親しみ深く語調のよいものを選択すること。
- (2) 町の名称には常用漢字を用いる等読みやすく簡明なものとすること。
- (3) 本市の区域内で同一の名称又は紛らわしい類似の名称が生じないものとすること。
- (4) 町の名称として町丁名を付ける場合は、JR蒲郡駅を起点として、一定の基準により整然と配列し、丁目の数はおおむね5丁目までとすること。

(町割りの方式)

第4条 町割りは、地域の特性に応じて「街かく式」又は「結合式」のいずれかの方式によるものとする。

(町の境界)

第5条 町の境界は、原則として公道、河川、水路、鉄道その他恒久的な施設等によって定めるものとする。この場合において、境界線は公道、河川、水路等の側線とし、原則として公道、河川、水路等が東西に連なる場合は南側の側線を、南北に連なる場合は東側を境界線とする。

(町の形状及び規模)

第6条 町の形状は、その境界が複雑に入り組んだり、飛び地が生じたりしないよう簡明な境界線をもって区画された一団を形成するものとする。

2 町の規模は、当該市街地の用途地域並びにその地域の面積、世帯数、人口及び家屋の密度等を勘案して定めるものとする。

(街区割り)

第7条 街区の境界は、原則として公道、河川、水路、鉄道その他恒久的な施設等によって定めるものとする。ただし、私道によって街区の境界を定める場合においては、公衆用道路として利用されているもので容易に変更されないものを採用する。

2 街区の規模は、道路網の疎密の度合及び当該地域における家屋の密度の状況を勘案して定めるものとする。

(街区符号の呼称及びつけ方)

第8条 街区符号は、アラビア数字を用い、「何番」と称する。

2 街区符号の起点及びその配列は、JR蒲郡駅に最も近い街区の角を起点とし、千鳥蛇行式により順序よく配列する。

(住居番号の呼称及びつけ方)

第9条 住居番号は、アラビア数字を用い、「何号」と称する。

2 住居番号は、住居表示台帳として作成される地図に基づき、次の基準により、建物その他の工作物（以下「建物等」という。）に付けるものとする。

(1) JR蒲郡駅に最も近い街区の角を起点として、原則として右廻りに街区の境界線を15メートル間隔（以下「フロンテージ」という。）に区切り、住居の基礎となるべき番号（以下「基礎番号」という。）を当該間隔に順次付けるものとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(2) フロンテージは、各辺清算方式を採用し、街区の境界の一辺にフロンテージの半数未満の端数が生じた場合は、当該端数は直前のフロンテージに加えて定めるものとする。

(3) フロンテージの起点は、隅切りのある街区の場合は隅切りの始まりの位置とし、街区の角が曲線の場合は曲線の始まりの位置とする。

(4) 住居番号は、次に掲げる建物等の状況に応じて定める基礎番号をもって、当該建物等の住居番号とする。

ア 建物等の主要な出入口が街区の境界となる道路に接している場合は、当該入口が街区の境界線と接するところに付けられている基礎番号

イ 建物等の主要な出入口が街区の境界となる道路から離れている場合は、当該建物等から道路への主要な通路が街区の境界線と接するところに付けられ

ている基礎番号

3 特殊な場合の住居番号は、次の基準によって付けるものとする。

- (1) 建物等の出入口又は通路の中心が二つの基礎番号の境目に当たる場合は、原則として若い数字の基礎番号をもって当該建物等の住居番号とすること。
- (2) 建物等に主要な出入口又は通路が二つ以上ある場合は、市長が認定する主要な出入口又は通路が通じている街区の境界線上の基礎番号をもって当該建物等の住居番号とすること。
- (3) 一街区の全部を一つの建物等が占めている場合においても、当該建物等の主要な出入口が接している基礎番号をもって住居番号とすること。

4 住居番号の付け方については、前2項の基準を原則とするが、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(住居表示のしかた)

第10条 住居表示のしかたは、次のとおりとする。

(町名)(街区符号)(住居番号)

愛知県蒲郡市 ○○ 町 □ 番 △ 号

(注) 上記の表示を省略する場合は、次のとおりとする。

(町名)(街区符号)(住居番号)

愛知県蒲郡市 ○○ 町 □ - △

(団地における住居表示の特例)

第11条 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、会社等が一定の区域をもつた一団の土地に集団的に住宅を建設し、又は建設しようとする地域（以下「団地」という。）における住居表示の方法については、必要に応じて別に定めるものとする。

(中高層建物の住居表示の特例)

第12条 団地設計によらない中高層建物（3階以上）であって、その建物に構造上区分された数個の部分で独立して住居、店舗又は事務所の用途に供するもの並びに倉庫その他の建物としての用途に供することができるもので住居番号を付ける必要があると思われるものの住居番号の付け方及び住居表示のしかたは次の基準によって付けるものとする。

- (1) 当該建物等から道路への主要な出入口の面する基礎番号と、各戸に一定の順序で付けた番号とを組み合わせて住居番号とする。

(2) 住居表示のしかたは、次のとおりとする。

(町名)(街区符号)(住居番号)
愛知県蒲郡市 ○○町 □番 △ - ● 号
基礎番号 各戸の番号

(街区が分割された場合の住居表示の特例)

第13条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可(以下「開発許可」という。)を受けた開発行為により設置された道路又は道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する通り抜け可能な道路により分割された街区における住居番号は、当該道路の起点から終点に向かい、当該道路によって分割される前の街区における最後の基礎番号の次の番号を住居番号として、別紙1のとおり順に付けるものとする。

- 2 前項の番号は、道路の起点から終点に向かって右側、次に左側と千鳥掛けに住居番号を付けるものとする。
- 3 開発行為により設置される道路においては、あらかじめ道路管理者と協議の上道路の起点及び終点を確定させるものとする。

(住居番号が重複する場合の住居表示の特例)

第14条 複数の建物において住居番号が重複する場合は、住居番号を基礎番号と枝番号で表示することができるものとし、住居番号の付け方及び住居表示のしかたは、次のとおりとする。

(1) 特例の適用

ア 同一の住居番号が避けられない場合
イ 既に同一の住居番号が設定されている建物の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)から変更の申出があった場合

(2) 住居番号のつけ方

第9条の規定により定められた基礎番号に枝番号を合わせて住居番号とする。この場合において、枝番号は別紙2のとおり、順序よく付けるものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(3) 住居表示のしかた

住居表示のしかたは、次の例によるものとする。

(町名)(街区符号)(住居番号)
愛知県蒲郡市 ○○町 □番 △ - ● 号
↑ ↑

基礎番号 枝番号

(住居表示台帳)

第15条 住居表示台帳は、原則として、500分の1の縮尺とし、街区ごとに、方位、新町界町名、街区符号、基礎番号、住居番号、住居表示を必要とする建物等、主要な出入口並びに道路までの通路等を記載し、町ごとに見出図を付け、管理するものとする。

(旧新・新旧対照表及び新旧対照案内図)

第16条 旧新・新旧対照表及び新旧対照案内図は、適宜の方法により作成するものとする。

(表示板の基準)

第17条 住居表示を行う区域の町の名称及び街区符号を記載した表示板(以下「街区表示板」という。)を設置する場合並びに建物等の所有者等が住居番号を記載した表示板(以下「住居番号表示板」という。)及び所有者等が枝番号を記載した表示板(以下「枝番号表示板」という。)を設置する場合は、次によるものとする。

(1) 街区表示板

街区表示板を設置する場合は、次によるものとする。

ア 設置場所

街区表示板は、歩行者及び車両から見やすいところに設置するものとし、各街区の角付近の建物等の適当な場所又は標柱に貼り付け、街区表示板の下端が地上からおおむね1.6メートルの高さになるようにする。また、街区表示板の周辺1メートル以内に他の表示板等がないように留意する。

イ 寸法及び表記

寸法及び表記は、別紙3のとおりとする。

ウ 文字及び数字の書体

町名の名称等に使用する文字書体は「角ゴシック体」を、街区符号の表示に使用する数字はアラビア数字とし、使用する文字書体は「ユニバース・メディウム」を用いる。また、町名の表記位置及び大きさは文字数により各自指定するものとし、町名にはふりがなをつけるものとする。

エ 色彩

街区表示板は、二色をもって構成し、文字、数字その他の色彩は白色とし、地色の色彩は、次のうちから適当なものを一つ選定するものとする。

慣用色名表示	マンセル表示
灰色	N 4.0
灰味赤	5R 5/2
暗い茶	10R 4/5
黄茶	10YR 5.5/4.5
暗い黄緑	5GY 5/5.5
にぶ緑	10G 5/5.5
暗い青	2.5PB 2.5/7
うす青紫	7.5PB 6/8

オ 材質

街区表示板は、容易に腐朽し、褪色しない材質のものを用いる。

(2) 住居番号表示板

所有者等が住居番号表示板を設置する場合は、次によるものとする。なお、住居番号を必要とする建物その他の工作物は、次に示すもののうち独立しているもの又は独立した入口を有するものとする。

専用住宅用建物	事務所、銀行用建物
併用住宅用建物	工場用建物
農家住宅用建物	倉庫用建物
アパート、ホテル、簡易旅館用建物	車庫用建物
旅館、料亭用建物	学校用建物
待合用建物	官公署用建物
店舗、百貨店用建物	宗教用建物
劇場、映画館用建物	集会場
キャバレー、ダンスホール用建物	公共の用に供する建物
浴場用建物、病院用建物	その他市長が必要と認めるもの

ア 設置場所

住居番号表示板は、通行人から見やすいところに設置するものとし、門柱又は玄関に貼り付け、住居番号表示板の下端が地上からおおむね1.6メートルの高さになるようにする。

イ 寸法及び表記

寸法及び表記は、条例に規定する規格、寸法及び表記を用いる。

ウ 材質

住居番号表示板は、容易に腐朽し、褪色しない材質のものを用いる。

エ その他

数字の書体及び色彩については、街区表示板の例による。

(3) 枝番号表示板

枝番号表示板を設置する場合には、次によるものとする。

ア 設置場所

枝番号表示板は、住居番号表示板と並列してつけるものとする。

イ 寸法及び表記

寸法及び表記は、別紙4のとおりとする。

ウ 材質

枝番号表示板は、容易に腐朽し、褪色しない材質のものを用いる。

エ その他

数字の書体及び色彩については、街区表示板の例による。

2 街区表示板、住居番号表示板及び枝番号表示板の設置方法については、前項に規定する方法を原則とするが、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(雑則)

第18条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和7年12月24日から施行する。

(蒲郡市住居表示整備実施基準等の廃止)

2 次に掲げる基準は、廃止する。

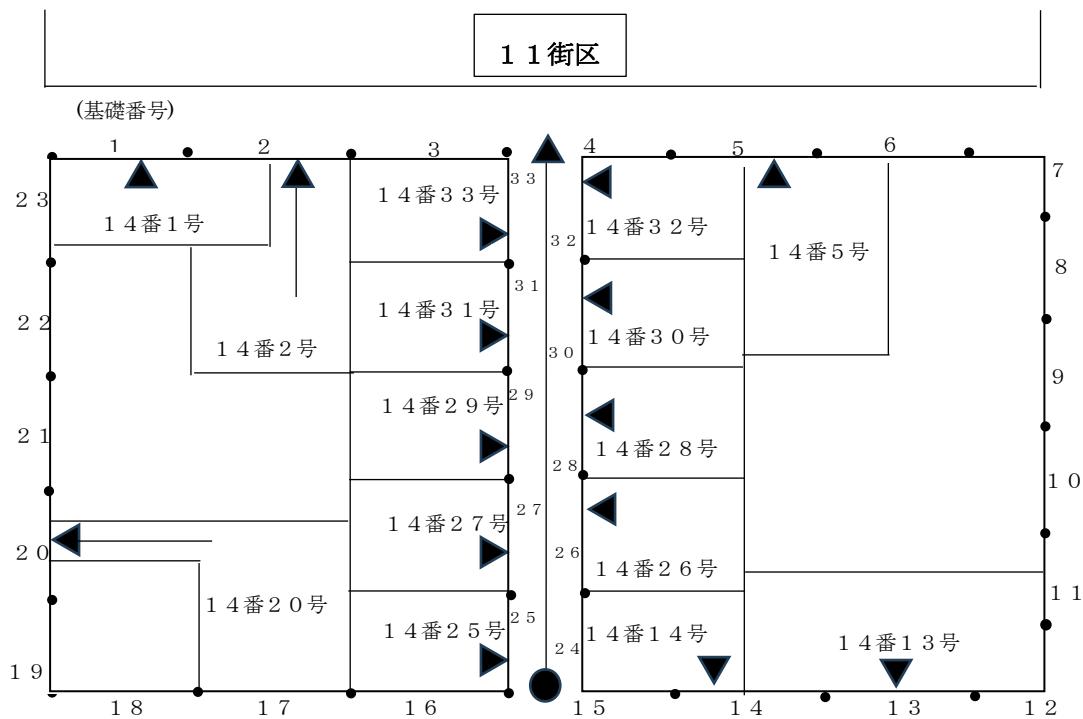
(1) 蒲郡市住居表示整備実施基準（昭和40年1月5日施行）

(2) 街区が分割された場合の住居表示の実施基準（平成17年4月1日施行）

別紙1

1 街区が分割された場合の住居表示方法

- (1) 開発許可申請書が提出された時点又は道路認定された時点で、街区を分割した道路の起点から終点に向かい右側、次に左側と千鳥掛けに番号を付ける。
- (2) 当該地区において既に付された住居番号の次の番号から順に付ける。



11街区

(注) → 、◀ は建築物等の入口を表す。

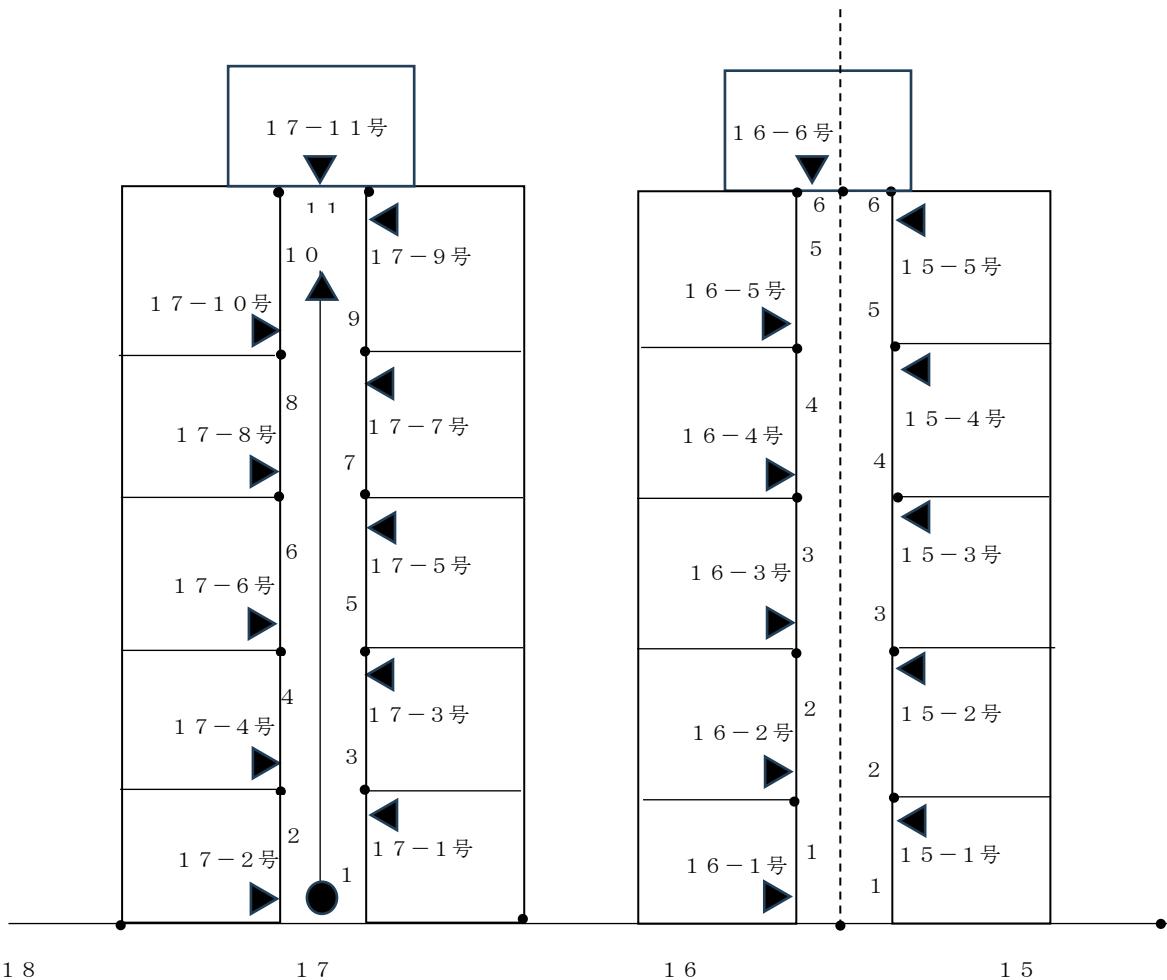
●→ は道路の起点、終点を表す。

別紙2

住居番号に枝番号を付ける場合の住居表示方法

1 袋小路の場合

- (1) 該当する基礎番号が一つの場合は、当該袋路状の道路の入口の中心を起点とし、両側線に独立した基礎番号を一定の間隔で区切り、起点から終点に向かい右側、次に左側と千鳥掛けに枝番号を付ける。
- (2) 該当する基礎番号が二つの場合は、当該基礎番号ごとに、それぞれ街区境界線に接している方から順次枝番号を付ける。



18

17

16

15

(注) ▶ は建築物等の入口を表す。

●→ は道路の起点、終点を表す。

2 横並・縦並・奥並の場合

(1) 横並

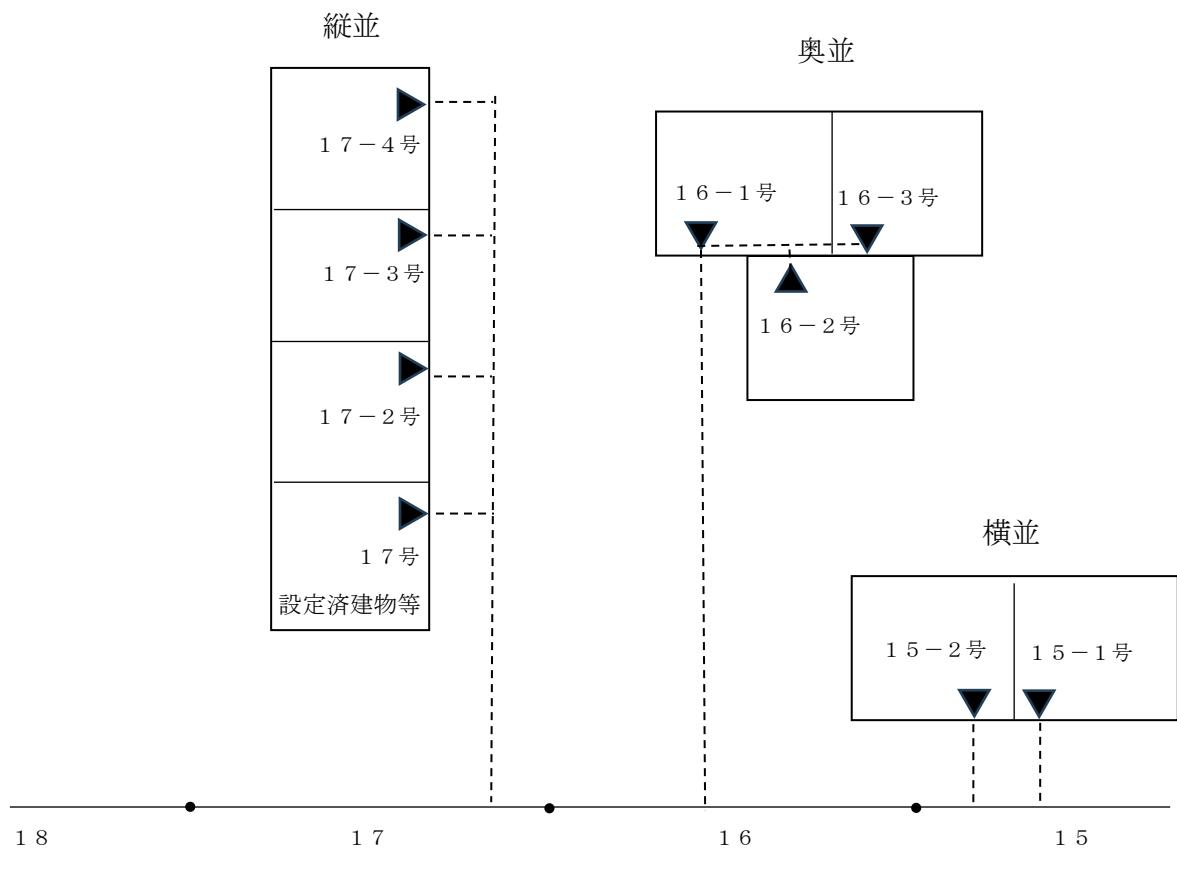
フロンテージの1番から昇順番号の向きに合わせて枝番号を付ける。

(2) 縦並

公道から近い順に枝番号を付ける。既に住居番号設定済の建物等について
は申出があった場合のみ枝番号を付ける。

(3) 奥並

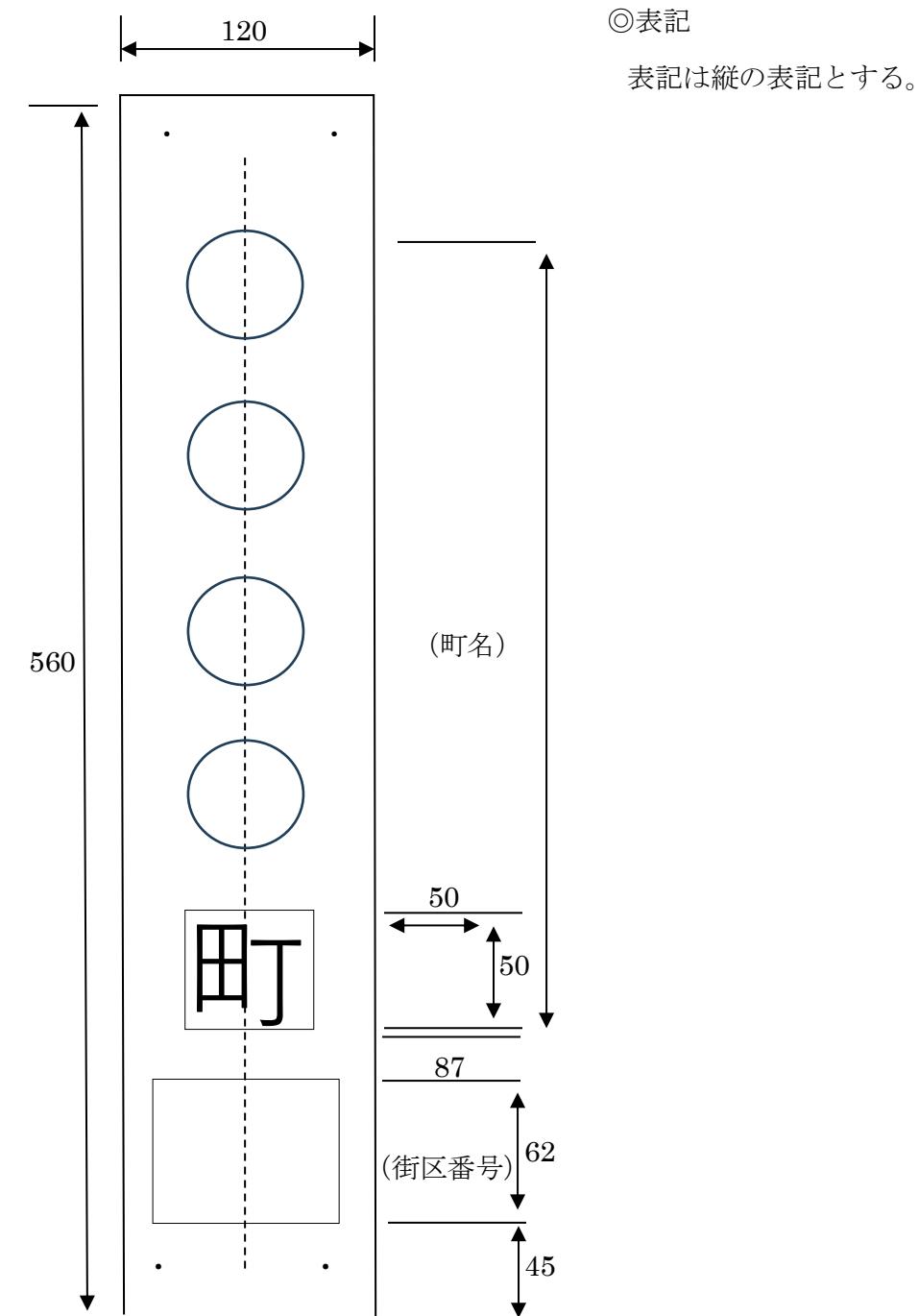
公道から近い順に枝番号を付ける。



(注) ► は建築物等の入口を表す。

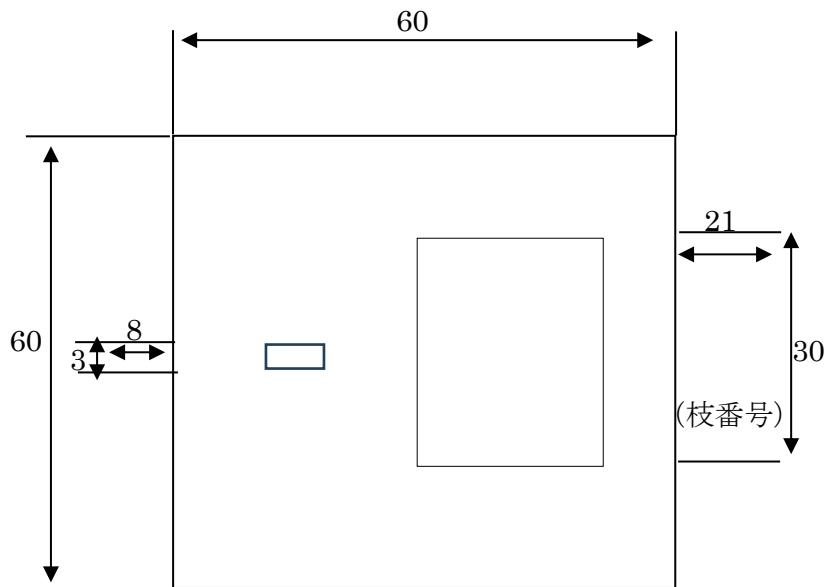
----- は公道への通路（出入口）を表す。

別紙3 街 区 表 示 板 (120×560)：単位ミリメートル



別紙4 枝番号表示板 (60×60) : 単位ミリメートル

1 枝番号が1桁の場合



2 枝番号が2桁の場合

